



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 日 本 精 線 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 龍 夫  
(コード番号 5659 東証第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 加 藤 泰 資  
T E L ( 0 6 ) 6 2 2 2 - 5 4 3 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の当社取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第85期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第31条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)  第31条～第38条 (条文省略)	第 31 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 <u>法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第32条～第39条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)  第39条～第44条 (条文省略)	第 40 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 <u>法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第41条～第46条 (現行どおり)

以 上